

イノシシ管理計画素案に対する意見と修正の考え方について

イノシシ管理計画素案 (H27. 12) の関係項目	特定鳥獣保護管理検討委員会 (H27. 12. 18) 及び環境審議会自然環境部会 (H27. 12. 28) のおもな意見	計画素案からの修正の考え方
1 計画策定の目的及び背景 2 管理すべき鳥獣の種類 3 計画の期間		
4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定計画を全県で行うのは賛成だが、中身が全て同じではいけない。村山や置賜では生息数も増加しているが、庄内では生息密度が低く、すぐに爆発的に増える状態ではないと考えている。相当な捕獲圧をかけても取れるのはごくわずかである。それであれば、限られた予算を村山や置賜地域で活用し、それ以外の地域では予防的な措置を取ればいいのではないかと。(江成委員/特定検討委)</li> </ul>	→ 生息密度の濃淡で区域を区分する修正は行わないが、「7 具体的な管理目標及び管理方式」にイノシシの侵入の程度等に応じた取組みの指針を追加
5 イノシシに関する現状 (1) イノシシの生息状況 (2) イノシシの生息環境 (3) イノシシによる被害の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシが置かれている状況などで少しおかしい部分があるので、内容を確認のうえ修正版を県に提出したい。農業被害について果樹の被害についての記載がないが、イノシシはブドウの被害も出している。房を立ちあがって食べたり、苗木を折ったりしており、山形県でも大きな被害を出す可能性がある。(竹内委員/特定検討委)</li> </ul>	→ 竹内委員の専門的知見に基づく意見により修正
6 管理の目標 (1) 基本目標 (2) その方策と基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの状態になったらイノシシの被害が減少していい方向に向かっているのか、それを判断する基準がよくわからない。どの状態に持っていくことがゴールになるのかが見えない。そういった部分をもう少し具体化していく必要があると思う。(江成委員/特定検討委)</li> <li>どのようにしたら目標を達成できたことになるのか、「6 管理の目標」に書き込む必要はあると思う。(竹内委員/特定検討委)</li> <li>イノシシやブタの人為的な野外放逐によるイノシシの増加が他県で問題になっており、その防止のための記述が必要。(竹内委員/特定検討委)</li> </ul>	→ 「具体的な目標の設定」の「ア 農作物被害の抑制」に定性的目標である「目標とする状態」を追加 → イノシシやブタの野外放逐に関する項目を追加
7 具体的な管理目標及び管理方式		
(1) 農作物被害対策 (被害防除) (2) 生息環境管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止柵をイノシシ以外の鳥獣への対策と兼ねることはできるのか。(対策として効果のある方法があるならば、) それができるように記載すべき。(東北農政局特別委員/自然環境部会)</li> </ul>	→ 表現を修正
(3) 狩猟による捕獲圧の確保 (4) 個体数調整 (第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項) (5) 具体的な目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>個体数調整であれば、地域毎に力の入れ方を変えることは可能だと思う。捕獲目標を達成しようとした場合、低密度地域ではかなりコストをかけないと捕獲ができず、そのような事態にならないように対処を分ける必要があると思う。被害対策についても、集落点検の取り組みが8カ所とあるが、集落の数は8カ所よりずっと多く、意味があるのか疑問だが、そのようなところも重点的にやっていく地域を示し、やるべきことをやっていく必要がある。(江成委員/特定検討委)</li> <li>個体数や捕獲目標の数値については仕方ない部分もあるが、個体数算定の資料のうち「期末頭数予測値から算定した農作物被害の予測値」でイノシシ1頭あたりの被害面積を出している部分は問題がある。イノシシを1頭減らせばその分被害が減るわけではないので、このまま数値を出すわけにはいかない。(竹内委員/特定検討委)</li> <li>数に関する議論を進めることに意味はない。モニタリングをする場合も数のモニタリングは現状では不可能である。極論を言うと、イノシシが何頭いようと被害さえ出なければいい。基準は数ではなくて被害である。(江成委員/特定検討委)</li> <li>(生息数の推計に用いた環境省の数値は) 元々幅のある数値であり、ちょっとした前提を変えるだけで大きく変動するものである。何らかの数値目標を掲げたいというのであれば、何の根拠もない数値よりはましではあるが、元々振れ幅が大きい数値であることを示す必要がある。(江成委員/特定検討委)</li> </ul>	→ 「7 具体的な管理目標及び管理方式」にイノシシの侵入の程度や農作物被害の発現段階に応じた効果的な取組みの推進を図るための指針を追加 → 農作物被害対策の目標から数値目標を削除
(6) モニタリング及び目標の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>この計画の中には結果をフィードバックする仕組みがなく、5ヶ年の中で次の年はどうな対策を行うのか、どのような結果であれば対策が必要となるのかを示す必要がある。既に被害が出ている地域の事後的な対応と、まだ被害が出ていない地域の予防的な対応をしっかりと色分けしてモニタリングすることが必要であり、その中でようやく県が目標とする低密度化して被害を低減させることが実現できる。その体制を整理していくことが重要である。(江成委員/特定検討委)</li> </ul>	→ 「モニタリング及び目標の管理」に「イノシシ効果検証と改善に向けた活用」を追加
8 第二種特定鳥獣管理計画の実施及び見直しに必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>まずはイノシシに関する知識の普及が必要だが、どこの地域で何に力を入れればいいのか整理する必要がある。(江成委員)</li> </ul>	→ 「7 具体的な管理目標及び管理方式」にイノシシの侵入の程度や農作物被害の発現段階に応じた効果的な取組みの推進を図るための指針を追加